

高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて

財 関 第 1320 号

平成 26 年 12 月 25 日

改 正 財 関 第 1301 号

平成 28 年 11 月 1 日

標記のことについて、別添のとおり、経済産業省大臣官房商務流通保安審議官から依頼があったことから、平成 28 年 11 月 1 日から、これにより実施されたい。

別 添

20141217 商 局 第 1 号

平成 26 年 12 月 22 日

改 正 20161025 商 局 第 6 号

平成 28 年 11 月 1 日

財務省関税局長 殿

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官

高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて

上記の件について、高圧ガスを封入した緩衝装置、自動車用エアバッグガス発生器又は消火器に係る輸入の通関の際における取扱いを定めましたので、別紙のとおり取り扱われたくお願い致します。

なお、この取扱いについては、平成 27 年 1 月 1 日から実施することとし、これに伴い、平成 9 年 3 月 28 日付け平成 09・03・27 立局第 3 号通商産業省環境立地局長通達（緩衝装置、自動車用エアバッグガス発生器又は消火器に係る輸入高圧ガスの通関の際における取扱いについて）は廃止します。

別紙

1. 高圧ガス保安法の適用除外となる輸入高圧ガスの範囲

(1) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）では、高圧ガスが封入されていない容器、機器類の輸入については、輸入に際して法の適用を受けることはない。高圧ガスの定義は法2条のとおりであり、圧縮ガスの場合であれば、1メガパスカル未満である圧縮ガスは高圧ガスではない。

法第3条第8号の規定により災害の発生のおそれのない高圧ガスとして、高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）により定められたものは法の適用除外となる。具体的には、ガス量が0.15立方メートル以下のもののうち、高圧ガス保安法施行令関係告示（平成9年通商産業省告示第139号。以下「政令関係告示」という。）第4条の2第2号に規定するエアバッグ内の高圧ガスである。

当該高圧ガスを輸入しようとする者（以下「輸入者」という。）は、自ら、政令関係告示の規定（以下「高圧法適用除外要件」という。）に合致していることを確認しなければならない。

なお、エアバッグとは、自動車用、着衣型エアバッグ、救命胴衣、電動車いす等に装着して使用するエアバッグ等をいう。

(2) エアバッグガス発生器に係る高圧法適用除外要件は次のとおりである。（なお、2.②に規定する自動車用エアバッグガス発生器内の高圧ガスは除く。）

① 内容積が100ミリリットルを超える場合

(イ) 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和五十年通商産業省告示第291号。以下「製造細目告示」という。）第12条の16第1号イに適合する高圧ガスであつて毒性を有しないものが封入してあること。

(ロ) 作動時における内部のガスの圧力が設計圧力を超えない構造であること。

(ハ) 法第4条第4項の容器検査における容器の規格又は同等以上の検査における容器の規格に適用するものであること。

② 内容積が100ミリリットル以下の場合、製造細目告示第12条の16第1号イに適合する高圧ガスであつて毒性ガス以外のものが封入してあること。

2. 都道府県知事の検査を要しない輸入高圧ガスの範囲

(1) 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下「一般則」という。）第46条（検査を要しない輸入高圧ガス）に規定する機器類内の高圧ガスについては、法第22条に基づく輸入検査を要しない。この際、下記①～③については輸入者が、自ら一般則第46条第1項又は第2項第1号若しくは第2号の規定（以下「輸入検査適用除外要件」という。）に合致していることを確認したものであること。

① 緩衝装置（椅子用リフター、自動車用ショックアブソーバ、エア・サスペンション、ドアクローザー等）内の高圧ガス（以下「緩衝装置」という。）、

② 封入ガス量が0.15立法メートルを超える自動車用エアバッグガス発生器内の高圧ガス（以下「自動車用大型エアバッグガス発生器」という。）

③ 消火器（自動車と一体として設計され、かつ、自動車又はその部品に組み込

まれているもの（自動車に設置される当該消火器の交換品として自動車又はその部品に組み込むためのものを含む。）に限る。）内の高圧ガス（以下「消火器」という。）

④ 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（以下「相互承認水素自動車燃料用容器」という。）内の高圧ガス。

⑤ 航空法（昭和27年法律第231号）第10条の規定に適合する容器（以下「航空法容器」という。）内の高圧ガス。なお、一般則第46条第2項第5号に該当する航空法容器は、航空機用消火器等であり、装備品、交換品として航空機又はその部品に搭載されるためのものである。航空法（昭和27年法律第231号）第2条第1項の航空機内における高圧ガスについては、法第3条第5号により同法の適用を受けない。また、航空機用の救命胴衣は、1. のとおり高圧ガス保安法の適用除外となるエアバッグに該当するため、一般則46条第2項第5号の対象ではない。

(2) 上記(1)①～⑤の高圧ガスのうち、商品見本、当該商品の性能試験を行うための試験品等の販売の用に供さないもの又は個人用貨物（自動車の個人輸入の場合及びこれに準ずる場合を含む。以下「販売の用に供さないもの又は個人用貨物」という。）。

3. 通関の際の取扱い

(1) 税関においては、緩衝装置、自動車用大型エアバッグガス発生器、消火器、相互承認水素自動車燃料用容器又は航空法容器が輸入される場合は、輸入検査適用除外要件を満たしていることについて、輸入者に説明又は書類の提出を求め、適当であると認められる場合は通関を認める。

① 緩衝装置、自動車用大型エアバッグガス発生器又は消火器が輸入検査適用除外要件を満たしていることを輸入者が確認し、これを説明する資料の例として、確認証明書（緩衝装置輸入規制適用除外確認証明書（参考様式第1））又はその写し、自動車用大型エアバッグガス輸入規制適用除外確認証明書（参考様式第2）又はその写し又は自動車用消火器輸入規制適用除外確認証明書（参考様式第3）又はその写し、以下「確認証明書」という。）を示すので、適宜活用されたい。この際、輸入検査適用除外要件を満たしているかどうかについて疑義が生じた場合は、必要に応じて、検査合格証、検査データ等の提出を求め、規格適合マークの確認を行うこと、又は現物の確認を行うことは差し支えないが、自動車又は椅子等の製品に組み込まれている等の理由により現物の目視確認が困難である場合は、製品に応じた合理的な方法で確認することとされたい。

なお、緩衝装置、自動車用大型エアバッグガス発生器又は消火器の型式により、輸入検査適用除外要件を満たしていることが証明されている場合は、同一型式のもの、若しくは販売の用に供さないもの又は個人用貨物は確認証明書等の提示を適宜省略することとして差し支えない。

② 相互承認水素自動車燃料装置用容器を単体で輸入する場合にあっては、高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関が発行した材料適合証明書又はその写しを確認することとし、必要に応じて「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の基準の採択並びにこれら

の要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（平成10年条約第12号）に付属する規則」（以下、「協定規則」という。）第134号4.4に定める協定規則第134号に適合している旨の下図のような記号が当該容器にも施されていることを確認されたい。なお、相互承認水素自動車燃料装置用容器を、車両に固定された状態で輸入される場合は、車両の型式承認において容器の適合性を確認済みであるため、通関の際は特段の確認を要しない。



図. 協定規則に適合する記号の例（数字は国毎に定める固有の番号）

- ③ 航空法容器については、当該航空法容器が航空機に搭載されるものであることを確認するため、輸出耐空証明書（AUTHORIZED RELEASE CERTIFICATE）又はその写し又は航空機メーカーの部品表（PARTS CATALOG）又はその写し等を確認することとされたい。
- (2) 緩衝装置、ガス発生器又は消火器の輸入申告の審査に際して、輸入検査適用除外要件を満たすことについて疑いがあると認められる場合及び都道府県知事の検査を要しない輸入高圧ガスの範囲に疑義が生じた場合には、当該審査を行う税関が所在する都道府県の知事と協議願いたい。

(参考様式第1)

緩衝装置輸入規制適用除外確認証明書			
品名		型式	
項目	輸入する緩衝装置の概要	適用除外要件	判定
用途		圧力、荷重等の変動の吸収・緩和、荷重の支持又は蓄圧用	
ガス名		不活性ガス又は圧縮空気	
圧力制御方法		設計圧力を超えない構造	
設計圧力での 安全性確認			
再充填構造		再充填できない構造	
本品は、上記記載のとおり高圧ガス保安法に基づく一般高圧ガス保安規則第46条（検査を要しない輸入高圧ガス）第1項に定められた基準に適合していることを確認致します。			
(確認年月日)			印
(輸入者の氏名又は名称)			
(同住所、電話番号)			

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(注) 「判定」欄は、適用除外要件に適合しているときは「適合」と、適合していないときは「不適合」と記入する。

(参考様式第2)

自動車用大型エアバッグガス発生器輸入規制適用除外確認証明書			
品名		型式	
項目	輸入する自動車用大型エアバッグガス発生器の概要	適用除外要件	判定
充填ガス名		(イ) 可燃性ガス (アセチレン、エチレン及び水素を除く。) 中の酸素の容量が全容量の4%未満。 (ロ) 酸素中の可燃性ガス (アセチレン、エチレン及び水素を除く。) の容量が全容量の4%未満。 (ハ) アセチレン、エチレン又は水素中の酸素の容量が全容量の2%未満。 (ニ) 酸素中のアセチレン、エチレン及び水素の容量の合計が全容量の2%未満。 (ホ) 一般高圧ガス保安規則第2条 第二項に規定される毒性ガスではない。	
充填圧力		作動時における内部のガスの圧力が設計圧力を超えない構造	
容器の設計圧力 (破裂版の破裂圧力)			
作動圧力			
再充填構造		再充填できない構造	
容器の基準と同等の規格		自動車用エアバッグガス発生器に係る米国DOT基準、EN規格又はISO規格に適合していること。	
<p>本品は、上記記載のとおり高圧ガス保安法に基づく一般高圧ガス保安規則第46条 (検査を要しない輸入高圧ガス) 第2項第1号に定められた基準に適合していることを確認致します。</p> <p>(確認年月日)</p> <p>(輸入者の氏名又は名称) 印</p> <p>(同住所、電話番号)</p>			

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(注) ①「判定」欄は、適用除外要件に適合しているときは「適合」と、適合していないときは「不適合」と記入する。

②充填ガス名の適用除外要件は (イ) ~ (ホ) をすべて満たすこと。

③自動車用エアバッグガス発生器に係る米国DOT基準、EN規格又はISO規格に適合していることが確認された場合は、充填圧力、容器の設計圧力及び作動圧力については適用除外要件に適合しているものと判定して差し支えない。

(参考様式第3)

自動車用消火器輸入規制適用除外確認証明書			
品名		型式	
項目	輸入する消火器の概要	適用除外要件	判定
用途		自動車と一体として設計され、かつ、自動車用部品に組み込まれている消火器（自動車に設置される消火器及び当該消火器の交換品として自動車又はその部品に組み込むためのものを含む。）	
充填ガス名		不活性ガス	
<p>本品は、上記記載のとおり高圧ガス保安法に基づく一般高圧ガス保安規則第46条（検査を要しない輸入高圧ガス）第2項第2号に定められた基準に適合していることを確認致します。</p> <p>（確認年月日） （輸入者の氏名又は名称） （同住所、電話番号）</p> <p style="text-align: right;">印</p>			

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(注) 「判定」欄は、適用除外要件に適合しているときは「適合」と、適合していないときは「不適合」と記入する。